

ソフトバンクテレコム株式会社 国民保護業務計画

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 基本方針
- 第3節 計画の見直し等

第2章 武力攻撃事態等への平素の備え

- 第1節 体制の整備
- 第2節 関係機関との連携体制の整備
- 第3節 警報・避難指示等の通知体制
- 第4節 救援に関する備え
- 第5節 武力攻撃災害への備え
- 第6節 訓練・啓発

第3章 武力攻撃事態等への対応

- 第1節 情報の収集と連絡
- 第2節 対策本部の設置等
- 第3節 関係機関との連携
- 第4節 警報・避難指示等の通知と伝達
- 第5節 救援に関する措置
- 第6節 安全の確保

第4章 災害応急復旧

第5章 災害本格復旧

第6章 緊急対処事態への対応

平成18年10月1日
ソフトバンクテレコム株式会社

第1章 総則

第1節 計画の目的

(計画の目的)

第1条

ソフトバンクテレコム株式会社(以下「会社」という。))は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。))に基づき、指定公共機関としての責務に鑑み、武力攻撃事態等(武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。))における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。))および緊急対処事態における緊急対処保護措置(以下、「緊急対処保護措置」という。))の円滑かつ適切な実施に資することを目的として、本計画を定める。

第2節 基本方針

(基本方針)

第2条

会社は、本計画の実施にあたって、武力攻撃事態等および緊急対処事態(以下、本条においては「本事態」という。))においても、会社が電気通信役務(以下「通信」という。))を確保し提供できるよう、平素より、通信に関わる建物および電気通信設備(以下「通信設備等」という。))の耐災害性を強化するとともに、本事態に伴う災害が発生した場合には、本計画に定める体制と機能を最大限に発揮し、通信の疎通確保と通信設備等の早期復旧に努める。

2. 会社は、その業務に関して、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定。))の趣旨に則り、本事態が発生する場合には、事態に即した自主的な判断により、関係機関等と連携・協力し、国民保護措置および緊急対処保護措置の円滑かつ適切な実施に万全を期する。

第3節 計画の見直し等

(計画の見直し等)

第3条

会社は、本計画の内容について適時検討を加え、変更の必要があると認める時は、広く関係者の意見を求めるよう努めたいえ、これを変更する。また会社は、本計画(本計画の変更内容を含む)を、総務省を経由し内閣総理大臣に報告し、関係都道府県知事に通知するとともに、ホームページ等の広報媒体により公表する。

第2章 武力攻撃事態等への平素の備え

第1節 体制の整備

(推進体制)

第4条

会社は、本計画が円滑かつ適切に実施されるよう、平素から会社内の関係部署の連携・協力を図り、推進体制を整備する。本社は、本社以外の事業拠点やネットワークセンターの体制の整備にあたり、当該拠点等に対し、指示および支援を行うほか、会社外の関係機関等との連絡・調整を主導的に行う。

2. 以下の事項に係る会社内の連絡・調整は、総務部とネットワーク運用の企画部署が連携して実施する。

- ①緊急時の連絡体制および参集体制の整備
- ②総務省、その他関係の省庁、都道府県庁、指定公共機関等の関係機関(以下「国民保護措置関係機関」という。))との連絡体制の整備
- ③本計画に定める事項のうち、平素における措置の推進
- ④平素における国民保護措置関係機関との連携
- ⑤本計画の見直し
- ⑥その他前5号に属さない事項で、会社が必要と判断する事項

(情報収集と連絡)

第5条

会社は、武力攻撃事態等の状況、被害・被災の状況、国民保護措置の実施状況等に関わる情報を迅速に収集・集約できるよう、情報収集と連絡の体制を定める。体制の検討にあたっては、夜間・休日・出退社途上の場合や担当者が被害を受けた場合に備え、連絡ルートの多重化や代行者の指定等を行う。

2. 会社は、武力攻撃事態等における緊急参集ならびに被災地への応援派遣等について、対象となる役員・社員等をあらかじめ指定しておく等必要な事項を定める。事項の検討にあたっては、交通機関が途絶する場合に備え、複数の参集ルートや移動方法の確認を要する。

(通信手段)

第6条

会社は、武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、災害時に必要となる通信手段を整備する。整備にあたっては、自然災害等に備えて整備している既存の通信手段の活用を図りつつ、武力攻撃事態等に伴う災害や停電が発生した場合においても確実に通信が行えるよう代替通信手段の確保に努め、平素から定期的な点検を実施する。

2. 会社は、災害時の重要通信の確保に係る対策や非常通信体制の整備を推進するため、非常通信協議会等を通じて、平素から代替通信手段の確保に関する情報収集に努める。

(安否確認)

第7条

会社は、武力攻撃事態等における役員・社員等の安全の確保に配慮し、緊急連絡や安否情報を収集するための体制を整備する。

(情報提供)

第8条

会社は、被害・被災の状況、国民保護措置の実施状況等に関わる情報を、適時かつ適切に会社外に開示できるよう、必要な体制を整備する。整備にあたっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対する配慮に努める。

(備蓄)

第9条

会社は、国民保護措置への対応や災害に備えるために、飲料水、食料等の備蓄に努める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

(関係機関との連携体制)

第10条

会社は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC 攻撃(核兵器等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。)による災害に対応するための物資および資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、国民保護措置関係機関相互の連携体制の整備に努める。

2. 会社は、ライフライン事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の把握および事業者間の広域応援の体制について、他の電気通信事業者等との連携体制の整備に努める。

第3節 警報・避難指示等の通知体制

(警報・避難指示等の通知体制)

第11条

会社は、武力攻撃事態等の発生に伴い、国からの警報や都道府県からの緊急通報、または解除の通知を受けた場合に備えて、役員・社員等に対して、内容を迅速かつ確実に通知または伝達するために、あらかじめ会社内の連絡先および連絡手段等を定める。

2. 会社は、警報や緊急通報、または解除の通知を受ける窓口を、総務部に設ける。

3. 国からの避難措置の指示や都道府県からの避難の指示、または解除の通知を受けた場合についても同様とし、あらかじめ事業拠点やネットワークセンター毎の避難方法を定める。

第4節 救援に関する備え

(救援に関する備え)

第12条

会社は、武力攻撃事態等の発生に伴い、国または都道府県から通信機器等の供給や避難住民に対する電話その他の通信手段の設置について救援の協力要請を受けた場合に備えて、緊急支援や救援要員の派遣の要請に応じる条件等あらかじめ必要な事項を定める。

第5節 武力攻撃災害への備え

(生活関連等施設の安全確保)

第13条

会社は、会社が管理する生活関連等施設を平素から把握し、当該施設を所管する関係機関から当該施設の安全確保の留意点に関する通知や内容の見直しがあった場合には、的確に必要な対応を実施するよう努める。

(通信の確保のための対策)

第14条

会社は、武力攻撃事態等において、また事態が長期にわたった場合においても、会社が提供する通信を確保できるよう、自然災害等に備えた既存の予防措置を活用しつつ、以下の対策を実施するよう努める。

(1) 通信設備等の防災設計の強化

通信設備等の設計においては、設計条件・類似設計・地域の特性等について十分調査分析し、意匠・構造・設備・防災およびセキュリティの基本方針に沿った防災設計を行う。主要な通信設備等については、予備電源設備あるいは自家発電設備を配備する。また、建造物は、外部侵入者等が容易に立ち入ることの出来ない構造とする。

(2) 通信網等の整備

通信の不通または疎通の低下を防止するために、以下の要領で通信網の整備を行う。

- ① 基幹伝送路、交換設備および付帯設備の分散収容あるいは二重化を図る
- ② 伝送経路に断絶が生じた場合も速やかに代替経路に迂回が可能な構成とする
- ③ 代替伝送路を他の電気通信事業者と相互に融通出来るよう、平素から窓口情報の更新、手順の確認を行う

(3) 災害対策用機器の配備

通信を確保し、災害により損壊した通信設備等を迅速に復旧するために、各事業拠点やネットワークセンターに必要な災害対策用機器、資材、測定器、工具、保護具等を配備する。

(4) 災害時における通信の疎通計画

国民保護措置の実施に必要な通信を確保するために、以下に定める計画を作成し、実施可能な状態にする。

- ① 優先的通信の取り扱いに関する計画
- ② 非常事態に対応する体制設置に関する計画
- ③ 災害発生時の応急復旧計画および通常状態への復旧計画

(5) 通信設備等の安全確保

通信設備等の安全確保を図るために、平素から以下に定める事項を実施する。

- ① 総務省等の関係機関と緊密に連携し、必要に応じて巡回を実施する等、自主警戒の強化に努める
- ② 会社が管理する施設への入退出管理にあたっては、身分確認等を徹底する
- ③ 会社が管理する施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずる

(6) 動員計画

通信を確保し、災害により損壊した通信設備等を迅速に復旧することを目的として、必要な要員の動員を円滑に行うために、非常招集や非常配置等に関する必要な事項をあらかじめ定める。

第6節 訓練・啓発

(訓練・啓発)

第15条

会社は、武力攻撃事態等やそれに伴う災害に備えた訓練や啓発を、以下の要領で実施する。

(1) 訓練内容

武力攻撃事態等の類型を踏まえて具体的な事態を想定し、情報の収集・伝達、非常招集・参集、対策本部等の設置、通信の疎通確保、通信設備等の応急復旧、災害対策用機器の操作等に関する実践的な訓練の実施に努める。

(2) 訓練方法

武力攻撃事態等やそれに伴う災害に備えた訓練と防災訓練に共通の訓練項目については、各々を有機的に組み合わせる。また、国民保護措置関係機関が実施する訓練に参加するよう努める。

(3) 啓発

武力攻撃事態等やそれに伴う災害に備えて、役員・社員等に対し、会社が実施する国民保護措置に関する知識の普及および啓発のみならず、国民保護措置関係機関が実施する国民保護措置に関する知識の普及および啓発にも努める。

第3章 武力攻撃事態等への対応

第1節 情報の収集と連絡

(情報の収集および連絡)

第16条

会社は、武力攻撃事態等に関わる情報(以下「当該情報」という。)を入手した場合、当該情報入手後、可及的速やかに、総務省等関係機関に連絡を行うとともに、総務省等関係機関より当該情報の収集を行う。なお、会社における当該情報に関する窓口は、総務部とする。

2. 会社は、当該情報を自ら入手した場合、または警報の通知を受けた場合には、直ちに当該情報連絡のために必要な通信手段を確保し、速やかに会社内の被害・被災の状況の確認を行い、被害・被災の有無等の情報を迅速に収集する。

3. 会社は、当該情報をはじめ、事態に応じて関係機関により講じられる避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報の収集・分析を行い、役員・社員等に対して、適切な情報提供に努める。

(情報の提供)

第17条

会社は、被害・被災の状況、国民保護措置の実施状況等に関わる情報を、ホームページ等の広報媒体により、適時かつ適切に会社外に提供するように努める。

第2節 対策本部の設置等

(対策本部の設置)

第18条

会社は、武力攻撃事態等に伴い、国により対処基本方針が定められ、対策本部が設置された旨の通知があった場合には、会社内に対策本部を設置して事態への対応にあたる。

2. 会社は、対策本部を設置した場合、国民保護措置関係機関に、対策本部の連絡窓口等を通知する。

3. 会社は、国に対策本部が設置されていない場合でも、次のような場合には対策本部を設置する。

- ①会社が当該情報を入手し、武力攻撃事態の発生の可能性が高いと判断する場合
- ②何らかの災害が発生し、武力攻撃事態への発展の可能性がある判断する場合
- ③その他、前2号以外の事由により、会社が対策本部を設置する必要があると判断する場合

(対策本部の業務)

第19条

対策本部は、武力攻撃事態等に際し、対処措置に関する会社内の調整、情報の収集・集約・連絡、通信の疎通確保、通信設備等の復旧、広報および後方支援活動等、国民保護措置に必要な業務を実施する。

2. 対策本部は、安全の確保に配慮した上で、可及的速やかに、生活関連等施設をはじめとする通信設備等に対する警戒体制を確立し、以下の措置を講ずる。

(1)体制準備

- ①緊急連絡に使用する通信設備等の運用に必要な措置
- ②異常事態の発生に備えた監視要員の配置
- ③防災上必要な要員の待機
- ④災害対策用機器の点検と出動準備
- ⑤電源設備に対する必要な措置
- ⑥伝送路の代替設定の準備
- ⑦他の事業所における代替運用の準備
- ⑧その他前7号に属さない事項で、会社が必要と判断する事項の準備

(2)周辺警備

会社が管理する施設への入退出管理を強化するとともに、周辺警備を強化する。通信設備等の管理者は、通信設備等の巡視、点検および必要な情報の収集等を行い、管轄の部署長に速やかに結果を報告する。また通信設備等の管理者は、異常の発生を知得した場合は、被害状況を管轄の部署長に報告し、その指示に従い、応急措置を講ずる。

第3節 関係機関との連携

(関係機関との連携)

第20条

会社は、国の対策本部長による総合調整をはじめ、国民保護措置関係機関と緊密に連携し、各種の調整や情報共有等を行い、調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

2. 会社が、国民保護法第29条第3項に基づき都道府県の対策本部長から、要員派遣の要請を受けた場合、当該要請の内容に応じて、派遣の実施可否を判断し、必要な措置を講ずるよう努める。

3. 会社は、会社が管理する生活関連等施設を所管する関係機関から当該施設の安全確保措置の要請を受けた場合には、速やかに当該施設の安全確保措置を実施する。

4. 会社は、生活関連等施設の安全確保措置を実施するために支援を受ける必要があると判断される場合には、警察、消防機関、その他関係行政機関に対して支援を要請する。

第4節 警報・避難指示等の通知と伝達

(警報・避難指示等の通知と伝達)

第21条

会社は、武力攻撃事態等の発生に伴い、国からの警報や都道府県からの緊急通報、または解除の通知を受けた場合、別図に示す通知伝達図に従い、役員・社員等に対して、内容を迅速かつ確実に通知または伝達する。

2. 国からの避難措置の指示や都道府県からの避難の指示、または解除の通知を受けた場合についても、同様とする。

第5節 救援に関する措置

(救援に関する措置)

第22条

会社は、武力攻撃事態等の発生に伴い、国または都道府県から通信機器等の供給や避難住民に対する電話その他の通信手段の設置について救援の協力要請を受けた場合、当該要請の内容に応じて、緊急支援や救援要員の派遣の実施可否を判断し、必要な措置を講ずるよう努める。

(安否情報の取り扱い)

第23条

会社は、地方公共団体の長から安否情報の収集に対する協力の依頼を受けた場合は、会社の業務の範囲内で協力するよう努める。なお、安否情報の収集に際しては、個人情報の保護に十分配慮する。

2. 地方公共団体の長からの依頼に協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民および武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対して安否情報の提供を行うよう努める。

第6節 安全の確保

(安全の確保)

第24条

会社は、役員・社員等に対して、武力攻撃事態等の状況その他必要な情報の提供を行う他、緊急連絡および応援・救援の体制の確立を図る等、安全の確保に十分に配慮する。また、国民保護措置を実施する役員・社員等に対して、必要に応じて、国民保護法第158条第3項に基づく特殊標章および身分証明書を携帯させる。

第4章 災害応急復旧

(通信の確保に関する措置)

第25条

会社は、武力攻撃事態等において、通信の疎通を確保し、通信設備等の早期復旧を図るために、安全の確保に配慮した上で、発生後可能な限り速やかに、通信設備等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止および被災者の生活確保を最優先に、以下の措置を実施する。特に、国民保護措置の実施上重要な通信設備等に支障が生じた場合は、安全の確保に配慮したうえで、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて代替手段の確保に努める。

(1)通信の安定供給措置

通信の安定的供給を確保するために必要な措置を速やかに行う。

(2)通信の応急復旧措置

通信設備等において、一部の機能が有効である場合、利用可能な機能を用いて、電気通信事業法第8条第1項の定めるところに従い、国民保護措置の実施に係る関係機関の重要な通信を優先的に維持させる措置を優先的に実施するほか、支障が生じた通信設備等の応急復旧を行う。また、会社は、総務省に対し、それらの状況を遅滞なく連絡する。

(3)他の電気通信事業者との連携

武力攻撃事態等に伴う災害によって、通信の疎通に重大な支障が生じた場合、他の電気通信事業者に対し伝送路相互融通の要請を行い、電気通信事業法第8条第1項の定めるところに従い、重要な通信の確保を図る。また、会社が他の電気通信事業者より伝送路相互融通の要請を受けた場合、可能な範囲内でこれに協力する。

(4)利用制限等

通信の疎通が著しく困難な状況が発生し、重要な通信を確保するためにやむを得ない事由がある場合、電気通信事業法第8条第2項および電気通信事業法施行規則第56条の定めるところに従い、利用制限等の措置を行う。

(5)非常通信の運用

総務省より電波法第74条に定められた非常の場合の無線通信の要請を受けた場合、可能な範囲内でこれに協力する。

第5章 災害本格復旧

(武力攻撃災害の復旧に関する措置)

第26条

会社は、災害復旧にあたって、被害・被災の状況および規模等を迅速に把握するとともに、本格的な復旧活動を実施する。実施にあたっては、被害・被災を受けた施設等の機能の公共性や、被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮する。

第6章 緊急対処事態への対応

(緊急対処事態への対応)

第27条

緊急対処事態への対応に関わる体制ならびに緊急対処保護措置の内容および実施方法については、この計画の第1章から第5章の定めに基づいて適宜実施するものとする。

附則

この計画は、平成18年4月1日から実施する。

附則

平成18年10月1日商号変更。

警報の通知等に係る伝達経路図

